

1 章 徳佐小学校における危機管理

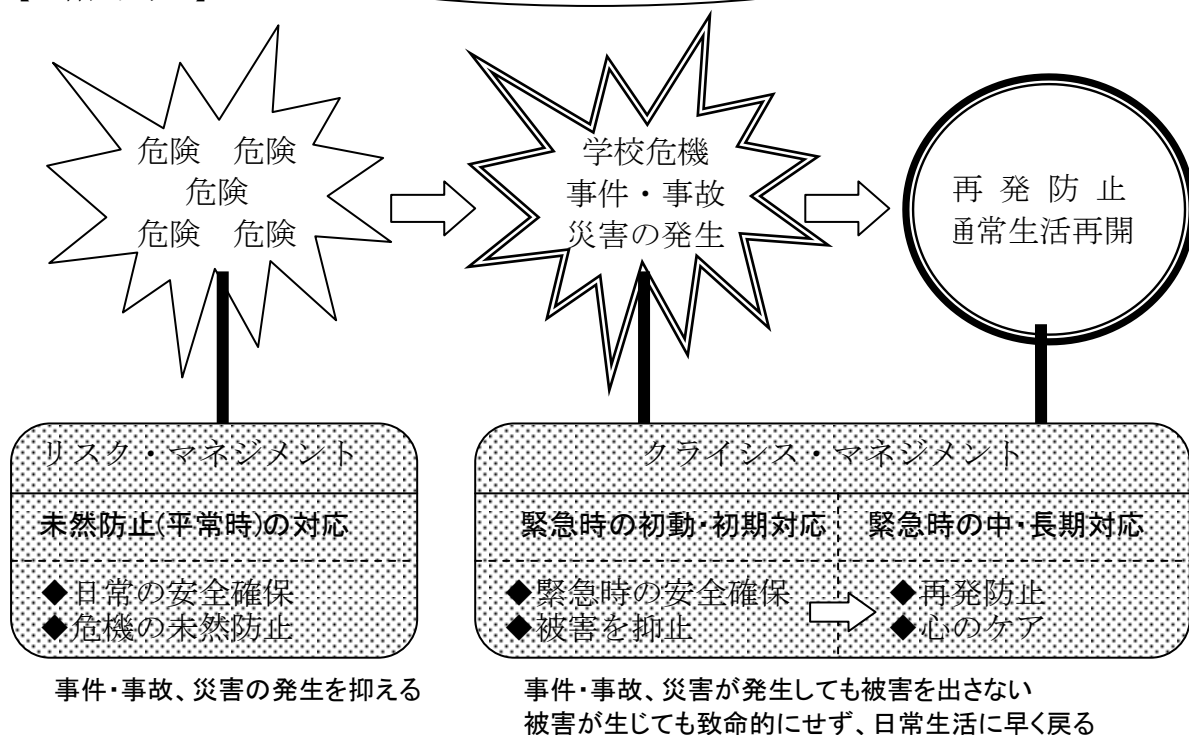
学校危機管理とは(定義)

子どもたちや教職員等の生命や心身等に危害をもたらす様々な危機を未然に防止するとともに、万一、事件・事故、災害が発生した場合に、被害を最小限にするために、適切かつ迅速に対処すること

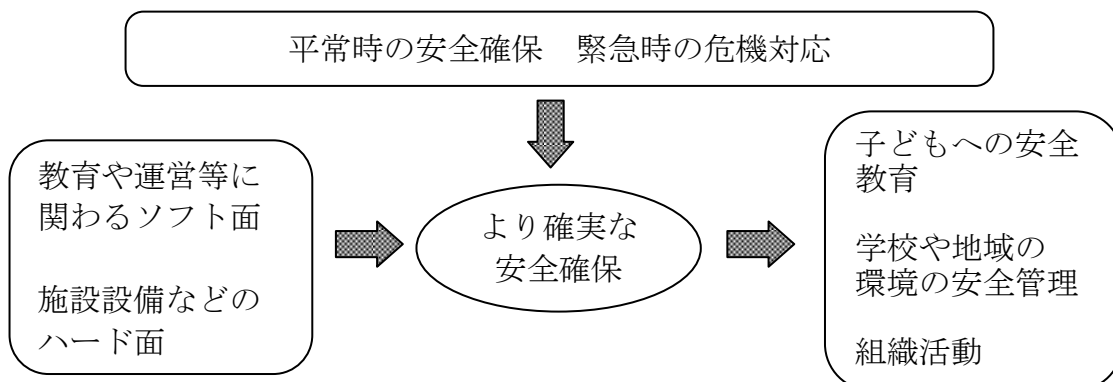
※ 「学校の安全管理に関する取組事例集」平成 15 年 6 月文部科学省等から

学校危機管理の基本

【段階的対応】



【総合的対策】



学校危機管理として段階的対応と総合的対策が必要

1 目的、対象等

① 学校危機管理の目的

- 1 児童と教職員の安全を確保するとともに、施設等を守る。
- 2 危険を早期に発見し、事件・事故、災害を未然に防止する。
- 3 事件・事故、災害の発生時に、迅速・的確に対応する。
- 4 事件・事故の再発防止と、教育の再開に向けて対策を講じる。

② 対象

このマニュアルは、以下を対象として作成している。

- 1 学校危機の未然防止（平常時）の対応
 - 緊急時の初動・初期対応
 - 緊急時の中・長期対応
- 2 防犯を含む生活安全
 - (1) 不審者侵入防止対策、通学路の安全対策
 - (2) 学校における事件・事故防止
 - 転落、遊具、プール事故、落雷・突風、水難事故、薬品、熱中症
- 3 交通安全
- 4 災害安全
 - ・火災、地震、風水害、土砂災害等の被害防止対策

なお、いじめ、暴力行為などの生徒指導に関する危機管理事項については、「問題行動等対応マニュアル」（19年2月作成）を参照することとする。

③ 学校・教員の安全配慮義務

- ☐ 児童の命と安心・安全の確保は、全教育活動の基盤となる取組である。
- ☐ 判例において、学校及び教員には「児童等の安全の確保に配慮すべき義務」（安全配慮義務）があるとされる。

④ 学校危機管理の推進組織

- ☐ 本校の校務分掌「総務部」に、教頭と生徒指導主任を「学校安全担当」として位置付ける。
- ☐ 徳佐小学校は小規模校なので、「学校安全担当」は、「問題行動」と「危機管理」双方を担当することとする。

2 学校危機管理の取組方法

① 学校安全計画と危機管理マニュアルの作成

- 「学校安全計画」を踏まえて、危機管理を具体的に実行するための必要事項や手順等を示したものが「危機管理マニュアル」である。
- 「危機管理マニュアル」は、作成するだけでなく、機能するように訓練を実施するとともに、課題をもとに改善していくことが重要である。

※ 「学校の安全管理に関する取組事例集」平成15年6月文部科学省等から

- 危機管理を行うためには、綿密な計画を立案しておく必要がある。
- 学校においては、安全に関する計画として「学校安全計画」が位置付けられており、安全教育に関する事項、安全管理に関する事項、安全に関する組織活動で構成されている。
- 危機管理の内容は、この3つの事項について整備する必要がある

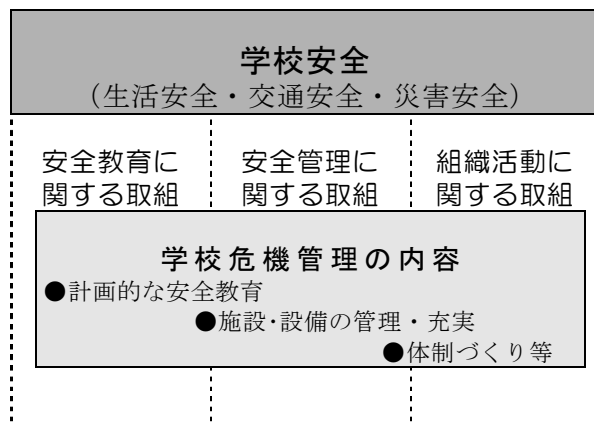
※ 「学校における防犯教室等実践事例集」平成18年3月文部科学省等から

② 具体的な取組方法

「学校安全計画」と「危機管理マニュアル」により、教職員の共通理解のもと取組を強化し、学校危機管理体制を確立することが求められている。

- ア 学校安全の担当を決め、校務分掌に位置付ける。
- イ 学校安全委員会（学校保健安全委員会）を組織し、体制づくりを進める。
- ウ 学校安全計画に学校危機の未然防止に係る取組を位置付ける。
- エ 危機管理マニュアルを作成し、毎年、見直す。
- オ 危機管理マニュアルに、緊急事案発生時の対応手順等を明確にした対処要領を掲載する。
- カ 学校危機に即応できるよう、適宜研修や訓練を実施する。
- キ 関係機関等との連携を図り、保護者・地域の協力を求める。

学校安全と学校危機管理



危機管理マニュアルの整備

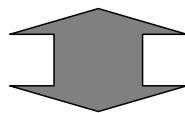
安心・安全な学校づくり

(参考：学校における防犯教室等実践事例集〔文科省〕)

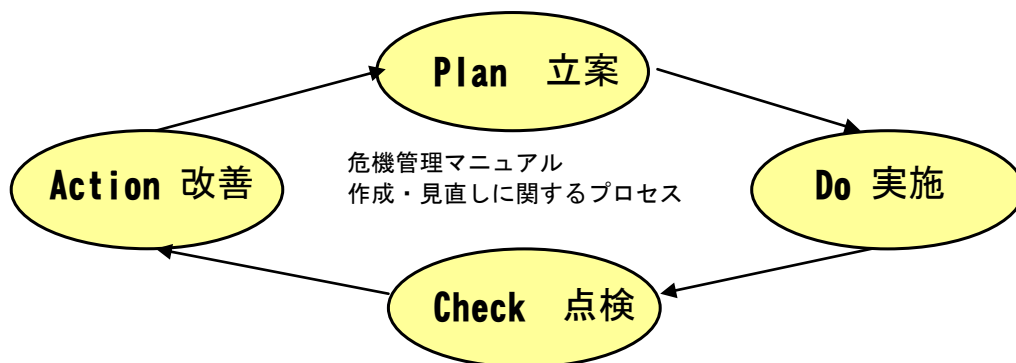
3 3段階の基本対応

(1) 未然防止（平常時）の対応

項 目	具 体 的 取 組
○安全教育の充実	☐ 「学校安全計画」に基づく、計画的な安全学習、安全指導の実施 ☐ 安全マップ作成や危険予測学習(KYT)等、安全教育の充実による「危険予測・回避能力」の育成 ☐ 児童生徒会活動など主体的な活動の推進 ☐ 生徒指導、教育相談、進路指導の充実
○安全管理の徹底	☐ 緊急連絡体制（病院、保護者等）の整備と周知 ☐ 関係機関等との連絡連携体制の確立 ☐ 定期的・日常的な安全点検実施（学校安全・体育課Webページ掲載の安全点検表の活用など） ☐ 不審者等の侵入防止、早期発見対策の確立 ☐ 出欠、健康観察、保護者連携の確実な実施 ☐ 施設管理や火気・薬品等の適正な取扱い ☐ 授業、部活動、学校行事等における安全確保 ☐ 台風など自然災害等に関する速やかな情報収集 ☐ 救急救命法（心肺蘇生法、AED等）の研修
○組織活動の推進	☐ 教職員の意識高揚と、危機管理体制の確立 ☐ 学校安全委員会（学校保健安全委員会）の開催 ☐ 兆候事案等を共有し、事件等を抑止する体制整備 ☐ メール等による緊急連絡体制整備など、保護者、関係機関・団体等との連携



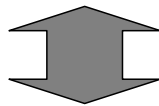
PDCAサイクルによる確実な実践体制の整備



訓練や机上シミュレーション、研修等を実施し、危機管理マニュアルが組織的、総合的に機能するかを評価・検証の上、改善を繰り返して実効性を高める。

(2) 緊急時の初動・初期対応

項 目	具 体 的 取 組
○発生源への緊急対応	☐ 事件・事故の発生原因の早期除去 [不審者の侵入阻止、火災の消火、施設等の不備の応急修理など]
○指揮統括 [校長（教頭）]	☐ 事件・事故概要の迅速な把握 ☐ 児童等や教職員の安全確認 ☐ 情報収集（情報の一元化）と共有 ☐ 危機対応組織の立ち上げ ☐ 教育委員会、警察、関係機関等への緊急通報、支援要請 ☐ 的確な意志決定と指示 ☐ 報道対応（窓口の一本化）
○危機対応 [危機管理チーム] 校長（リーダー） 教頭 教務主任 生徒指導主任 保健安全主任 学年主任 （主に男性）	☐ 教職員への緊急連絡と招集 ☐ 児童等の避難誘導と安全確保 ・児童等を発生源から遠ざけ、不安を軽減 ・安全確認、点呼 ☐ 重要物品の搬出 ☐ 警察官、救急隊員等を現場に誘導 ☐ 保護者への緊急連絡（保護者担当） ☐ 情報収集・整理、コメント作成（報道担当） ☐ 時系列での記録（記録担当）
○ケア対応 [心のケアチーム] 教育相談担当 養護教諭 学年主任 （担任及び女性） 主事	☐ 負傷者、ハイリスク児童等の迅速な把握 ☐ 応急手当〔心肺蘇生法、AED〕 ☐ 病院への搬送とアフターケア ☐ 児童等の不安の軽減 ☐ ハイリスク児童等、保護者の把握 ☐ ケア計画の作成 ☐ 専門家と連携した教育相談・カウンセリング等

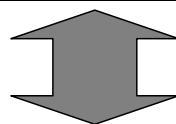


緊急事案発生時には、危機管理マニュアルに想定していない状況も発生することがあるため、正確な情報収集に基づき、迅速かつ的確に判断し、トップダウンを基本に、全教職員が協働して危機に立ち向かう。

事案ごとの初動・初期対応については、「2章2 緊急時の初動・初期対応」の「(3)個別事案への対処要領」等を参考に取り組む。

(3) 緊急時の中・長期対応

項 目	具 体 的 取 組
○指揮統括 [校長（教頭）]	☐ 現状把握と分析 ☐ 教育委員会、関係機関等と連携 ☐ 各担当者に状況に応じた適切な指示
○危機対応 [危機管理チーム] ※ 組織は前頁	●危機対応 ☐ 情報を広く収集し、管理職に報告 ☐ 保護者会、記者発表等の企画・運営 ☐ 遺族や被害者への対応 ☐ 通知文、学校だより等の作成配布 ☐ 記録、報告書等の作成 ●再発防止策の確立 ☐ 事件・事故の発生要因把握、問題点等の整理 ☐ 安全性の評価と改善 ☐ 安全対策の確立 [安全パトロール、施設設備等の改善、安全指導など安全管理、安全教育等の見直し] ☐ 保護者、関係機関、地域等と連携強化 ☐ 「危機管理マニュアル」「学校安全計画」等の見直し改善 ●学校再開の準備 ☐ 児童等の現状把握 ☐ 保護者、地域等の願いや考えなどの把握 ☐ 実態に応じた教育計画の作成 ☐ 授業等に必要な場所等の確保、指導体制整備
○ケア対応 [心のケアチーム] ※ 組織は前頁	☐ 傷病者の状況経過把握 ☐ 学校医、医療機関等と連携 ☐ 心のケアの継続 ☐ 災害共済給付等の事務



事件・事故、災害が収束すると、直ちに対応状況を総括する会議を開催し、問題点を明確に整理し、再発防止に向け改善点を明らかにし、再発防止策を講じる。同時に、危機管理マニュアルと学校安全計画を見直し、改善を図る。